

地域体制強化共同支援加算 概要

障害福祉サービス報酬告示・関係告示・留意事項通知を要約したものとして作成。詳細は指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の告示を参照。

1 要件（要約）

対象障害者（児）等の同意を得て、対象障害者（児）に対し、福祉サービス等を提供する事業所のうちいずれか3者以上と共同して、・在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し文書により当該説明及び指導の内容を報告した場合に算定。

2 事業所要件

- (1) 拠点登録事業所であり、拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。※
※参画とは、専門部会等に参加し、個別事例の報告を行っていること
- (2) 当該事業所に常勤専従の相談専門員を1名配置

3 加算の内容

2, 000単位

対象障害者（児）一人に対し月1回を限度。支援関係者が要した費用は相談支援事業所が負担することが望ましい。

4 その他

作成した記録は5年間保存する。

市から求めがある場合は記録を提出する。